

Title	青森県地域の消費者教育推進のための研究
Author(s)	保田, 宗良
Citation	青森県地域の消費者教育推進のための研究, 2017, p. 31-37
Issue Date	2017-03-28
URL	http://hdl.handle.net/10129/6049
Rights	
Text version	publ isher



<http://repository.ul.hirosaki-u.ac.jp/dspace/>

青森県地域の消費者教育推進のための研究

保田宗良¹

はじめに

本プロジェクトは、青森県地域の消費者教育の推進を関係機関が協力して展開していく仕組みを作ることを目的としている。過去2年間関連するプロジェクトを進めており、15年2月八戸、15年3月弘前、15年12月弘前でフォーラムを開催しており、高校教員、消費者センター職員、大学教員、企業人、大学生の意見を伺ってきた。本年度はそうして得た知見を元に消費者教育推進のためのネットワークを構築することを促進し、消費者教育の成果をあげることを目的に研究を進めた。

大学のはたす役割は大きいと考えられるが、専門分野が異なる教員がどのような方法で教育を進めれば良いかはまだ確定されていない。地域の識者の意見を参考にしつつスタイルの構築を進めてきた。

背景と目的

消費者教育の体系イメージマップが作成され、幼児期から高齢者まで詳細な重点領域が記されている。大学生の項目は無いが「特に若者」という項目が該当し、生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期であると記されている。

大学生のほとんどが携帯電話を所有しインターネットを利用している実態があるが、インターネット上のトラブルは増加しており内容は多岐に渡っている。その他カード問題、契約におけるトラブルも見られ、大学における消費者教育の充実は急務となっている。高等学校での教育の実情、家庭での教育の検証が必要であり、そのためには高等学校、消費生活センター、消費者団体等と連携して地域で消費者教育を包括して考える仕組み作りが求められる。そうしたことを念頭に置いて、本プロジェクトを推進した。

本年の実施内容

1 オープンキャンパスにおけるアンケート調査の実施

8月8日10時から15時まで「若者の消費者被害の実態とその対策を考える」というテーマで最新研究成果を公開した。これは昨年度のプロジェクト研究の成果を青森県消費者協会と連携して行ったものである。210名の参加者を迎え消費者教育の一助を担ったが、その中で青森県内の高校生86人にアンケート調査を実施し、高校における家庭科教育と消費者教育等を回答してもらった。

¹ 弘前大学人文社会科学部 他に福田進治、長谷河亜希子がメンバーである。(いずれも人文社会科学部)



高校生が手にしているのがアンケート用紙です。

2 西村隆男氏²からレクチャーを受ける。

10月1日から2日の日本消費者教育学会全国大会に出席し、学会長を長く務めた西村氏に消費者市民社会の構築と大学教育のあり方を伺ってきた。消費者市民社会を進めるために大学がどのような機能を果たすべきか、示唆に富む話が伺えた。

西村氏の講演では、2012年推進の消費者教育推進法の成立が消費者教育の動向を大きく変えた。消費者教育の定義に、消費者市民として主体的に消費者市民社会の形成に参画することを理解し関心を深める教育が加わったという指摘がなされ、消費者教育学という学問分野は存在するのかという問題提起がなされた。

大学における消費者教育は専門科目の一部に取り入れている事例が多く、弘前大学の21世紀科目のようにオムニバスで消費者問題を多角的に考察する事例はまだ限られている。「大学教員が自分の専門を活用し、学内及び地域で効果的なレクチャーをすることがまず求められている」と考えた。

² 西村氏からは11月5日の消費者フォーラム（於 弘前大学人文社会科学部）の際にも有益な示唆をいただいた。

3 消費者センター、高校教員、消費者団体等にアンケートを実施した。

11月上旬にネットワーク構築に向けて、学部が何をすべきかというアンケートを実施した。3割の6通の回答があったが、回答されたものは示唆に富むものであった。

大学教員が高校を訪問し、卒業後社会にでる高校生にしっかりした指導をしてほしいという意見や、消費者団体の仕組みが取り入れられるのではないかと指摘は傾聴に値するものである。高校教員は、幼児期からの教育が必要で、高校生からは初めても遅いという御意見を有していた。

大学が核となり教員の専門性を活用し、情報を発信することが求められている。

1 中間報告会

12月24日に青森市福祉プラザで本プロジェクトの本年度の中間報告を行った。参加者は5名であったが青森県消費者問題研究会のメンバーとシンポジウムの打ち合わせを兼ねて、議論を深めた。大学で消費者教育の講師を務めた経験を有する出席者から、大学の果たす役割は、大学生の消費者教育を組織化し進めることであると指摘された。弘前大学の21世紀教育でアンケートを取ると、確実に成果が見て取れる。こうしたことを踏まえて1月のフォーラムに向けて進め方を確認した。

2 消費者フォーラム in HIROSAKI

2017年1月28日、弘前大学人文社会科学部4階 多目的ホールで消費者フォーラムを行った。

昨年と同じテーマである「弘前大学学生300人の消費者問題に対する意識調査」を報告し、その内容も参考にしてパネルディスカッションを進めた。弘前大学学生の消費者問題に対する調査は昨年度マーケティングゼミナール3年生が調査したものしか先行資料が見当たらない。本年度も調査内容をまとめたが学生の実情を把握するためには重要な資料である。結果の考察まで踏み込み、どのような教育を推進すべきか検討課題の一因を示した。学生のトラブルに関する事例集をまとめ、弘前大学生の実態を明確に示したが、人のトラブルを学習し、自分が直面したらどのように対応すれば良いか把握できることが望ましい。

パネラーは、大学教員、消費生活センター相談員、大学院生、弘前大学生生活協同組合役職者であり、それぞれの立場からの取り組みを報告してもらった。各自の持ち場における取り組みは有益なものであるが、効果的な連携が求められる。消費生活センターの取り組みは示唆に富むものであるが、知識不足の大学生はそうした取り組みに参加をしていない。セミナーが消費者問題に関心を有する大学生に伝わるような仕組みが求められている。

多忙な大学生、社会人は肝腎な確認を後回しにしがちで損失をこうむることがある。便利は自己責任が伴うことを失念してはいけない。



学生チームの報告



パネルディスカッション

参加者は29名と多少少なかったが、活発な議論がなされ有益な集いであったと考えられる。

フォーラム終了後も、

- ・親が子供にどのように消費者教育を進めれば良いのか。
- ・弘前大学学生の事例を有効に活用する方策等、参加者間で議論が尽きなかった。

3 事例集についての対応

2017年2月10日に学生が作成した事例集（本報告書第6章に掲載）を、弘前市市民協働政策課市民生活センターに持参して、消費生活相談員にアドバイスを頂いた。

要点を整理すると

1 ウェブに書かれている内容を精読する。返品方法について、お試し価格の意味を説明しているか確認する。

2 内容が曖昧なサイトであればペンディングにする。一旦申し込むと不備があると対応が煩雑になる。

3 トラブルが起きた時は、専門知識を有する教員か、消費生活センターの相談員に申し出る。相談員が仲介に入ると状況がかなり変わる。

といった指摘がなされた。

ネットワーク構築を進めるためには、まだ多くの努力が必要であるが、報告書を関係機関に送付し、御意見、御指摘をいただき、それにもとづくネットワークが築ければ幸いである。

参考文献

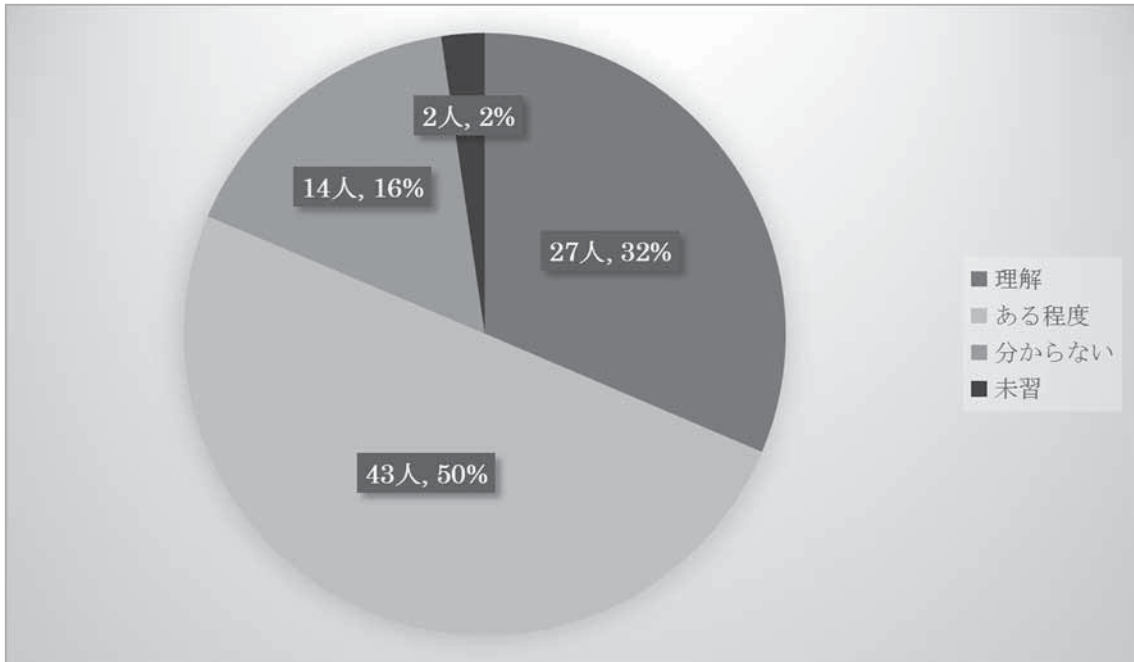
くらしの豆知識2017、国民生活センター（2016）

高校生の消費生活と生活設計に関するアンケート調査報告書〈平成28年度〉、公益財団法人消費者教育支援センター（2017）

日本消費者教育学会第36回全国大会要旨集（2016）

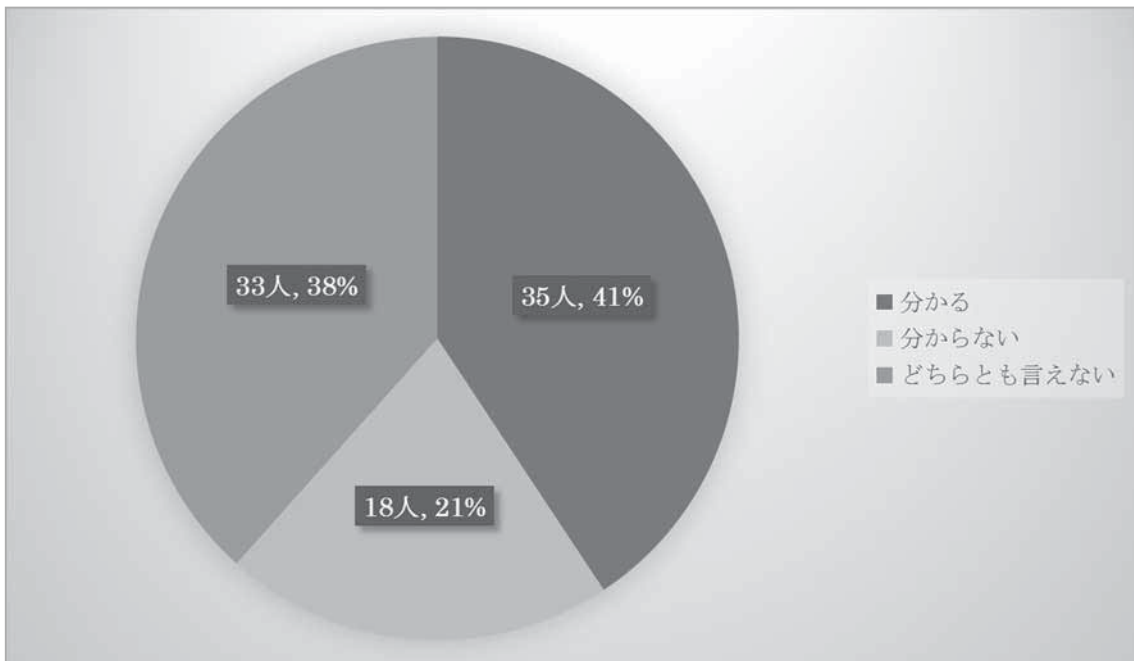
2015年度 弘前大学地域未来創生センタープロジェクト事業報告書 青森県地域の消費者問題の考察（2016）

消費生活アドバイザー坂本久美子氏、消費生活相談員植田礼子氏には、学生の消費者教育について有益な示唆を頂いた。深謝申し上げたい。



アンケート 青森県高校生 n = 86

設問 高校の家庭科で消費者問題が理解できましたか？



アンケート 同上

設問 消費者被害にあった際には、対処の方法が分かりますか？

11月実施 ネットワーク構築アンケート

自由記述

- ・ 指導的役割を担う人材の育成
- ・ 大学生が中学校レベルの知識もない。
- ・ 取り組みの趣旨に賛同し、ネットワークに連携する団体メンバーを募ってはどうか。
- ・ 高齢者が支え合うということは、高齢者になってから意識しても遅すぎる。
- ・ 高校で消費者教育に関する授業を行い、グループによる調査や発表を行い、助言を大学教員から得ればネットワークづくりができる。
- ・ 幼児期からの教育が必要。高校生からではもう遅い。

大学との連携のあり方を自由記述で求めた。20カ所に発送し、6通の回答を頂いた。